

坂戸市立片柳小学校PTA会則

変更前の会則です。
本P Jで検討した結果の
変更点を赤文字で表記。
本P Jの検討対象外の
変更点を緑文字で表記。

第一章 名称および事務所

第1条 本会は坂戸市立片柳小学校PTAと称し、事務所を坂戸市大字片柳501番地 片柳小学校内に置く。

第二章 目的および活動

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、学校教育の向上と家庭と学校と社会における児童の幸福を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 良い保護者、良い教職員になるため教養を高める。
- 2 本会の母胎を学級に置き、保護者と教師が気軽に相談し合える機会を作り親睦を深め、児童の健全な育成に努める。
- 3 児童の福祉厚生を図り、生活環境を良くする。
- 4 本会の活動を進めるために必要な委員会を置く。
- 5 その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第三章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教に関わることなく、又営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 学校の人事、その他の管理に干渉しない。

第四章 会員

第5条 本会の会員は、片柳小学校児童の保護者並びに、本校職員とする。

第6条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第7条 会員は会費を納めるものとする。

第五章 会計

第8条 本会の活動に要する経費は、会費・補助金およびその他の収入をもって当てる。

第9条 本会の会費（一世帯月額）は、総会で決定した額とする。会員が転出した場合は返金しない。
又、新たに会員となった場合は、転入時相当額を納入する。

第10条 本会の経理は、総会に於いて議決された予算に基づいて行われる。

第11条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

第12条 会員が**役員**として出張した場合、交通費を支給する。

（電車利用の場合・全額、車利用の場合、市内除く県内・¥300、県外・¥500）

第13条 本会の会計年度は、**毎年4月1日にはじまり翌年3月31日**に終わる。

第六章 役員

第14条 本会は次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 3名
- 書記 2名
- 会計 3名（保護者2名、教職員1名）
- 会計監査 2名（保護者1名、教職員1名）
- 幹事 2名以上（保護者1名以上、教職員1名）※

クラス役員

※R5年度より、地域ボランティアとの窓口として保護者の幹事を配置したが、実務を通して複数名いた方が良いとの見解に至った。柔軟性を持たせる為、3名ではなく「2名以上」と記載した。

第15条 役員の任期は原則1年とする。但し再任を妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は、児童1名につき1回以上とする。

会長・副会長を経験した者は、児童数に関係なくその後の役員を免除することができる。

第16条 役員の選出は、役員選考規程に基づき実施する。

第17条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会・運営委員会・常任委員会・学年委員会・専門委員会および臨時委員会を招集し、議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 書記は本会の庶務を行い、会の活動に関する事項を記録し保管する。
- 4 会計は総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- 5 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 幹事は、会の円滑な運営を図るため総務を補佐する。

第七章 会議と運営

第18条 本会は、会の活動を円滑に進めるため、次の会議を置く。

- 1 総会
- 2 運営委員会
- 3 常任委員会
- 4 総務委員会
- 5 専門委員会（成人教育、広報、校外指導、役員推薦）
- 6 臨時委員会

第19条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

- 1 総会は、決算・事業報告、役員および会計監査の承認と、予算・事業計画その他の重要事項を審議する。
- 2 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は年1回年度始めに行う。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき又は全会員の10分の1の要求があったときに開催する。
- 3 総会は委任も含めて全会員数の3分の1以上をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決す。

- 第20条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、会長・副会長・書記・会計・幹事・クラス役員をもって構成する。
- 第21条 常任委員会は会長・副会長・書記・会計・幹事および専門委員長・学年責任者をもって構成し、必要な事項の企画を行い各種の会議に提案を行う。
- 第22条 総務委員会は会長・副会長・書記・会計・幹事をもって構成し、必要事項の企画を行い執行する。
- 第23条 専門委員会は各々の目的および内容に応じて活動する。
- 1 専門委員会は成人教育委員会、広報委員会、校外指導委員会、役員推薦委員会からなる。
 - 2 専門委員は、各クラス役員からなる。
- 第24条 臨時委員会は、常任委員会が必要と認めたとき設置される。
- 第25条 学校長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第八章 細 則

- 第26条 本会の運営に関して必要な細則は、この会則に反しない限りに於いて、運営委員会の議決を経て定めることができる。

第九章 改 正

- 第27条 この会則は、運営委員会に於いて構成員の3分の2以上の承認を得て、改正する事ができ、その後総会に於いて報告する。

付 則

この会則は、昭和62年3月5日より施行する。

平成2年2月14日臨時総会にて一部改正
平成3年5月11日定期総会にて一部改正
平成8年2月27日運営委員会にて一部改正
平成9年3月10日運営委員会にて一部改正
平成14年3月16日運営委員会にて一部改正
平成19年1月11日運営委員会にて一部改正
平成22年3月11日運営委員会にて一部改正
平成23年2月9日運営委員会にて一部改正
平成25年5月10日総会にて一部改定
令和2年1月11日運営委員会にて一部改正
令和5年3月18日運営委員会にて一部改正
令和6年2月8日運営委員会にて一部改正

坂戸市立片柳小学校PTA会則

今後の会則案です。
追加事項を青文字で表記。

第一章 名称および事務所

第1条 本会は坂戸市立片柳小学校PTAと称し、事務所を坂戸市大字片柳501番地片柳小学校内に置く。

第二章 目的および活動

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、学校教育の向上と家庭と学校と社会における児童の幸福を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 良い保護者、良い教職員になるため教養を高める。
- 2 本会の母胎を学級に置き、保護者と教師が気軽に相談し合える機会を作り親睦を深め、児童の健全な育成に努める。
- 3 児童の福祉厚生を図り、生活環境を良くする。
- 4 本会の活動を進めるために必要な委員会を置く。
- 5 その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第三章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教に関わることなく、又営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 学校の人事、その他の管理に干渉しない。

第四章 会員

第5条 本会の会員は、片柳小学校児童の保護者並びに、本校職員とする。

第6条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第7条 会員は会費を納めるものとする。

第五章 会計

第8条 本会の活動に要する経費は、会費・補助金およびその他の収入をもって当てる。

第9条 本会の会費（一世帯月額）は、総会で決定した額とする。会員が転出した場合は返金しない。又、新たに会員となった場合は、転入時相当額を納入する。

第10条 本会の経理は、総会に於いて議決された予算に基づいて行われる。

- 第11条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。
- 第12条 会員が事業活動として出張した場合、交通費を支給する。
(電車利用の場合・全額、車利用の場合、市内除く県内・¥300、県外・¥500)
- 第13条 本会の会計年度は、毎年3月1日にはじまり翌年2月末日に終わる。
(3月に監査を行うため、2月締めとする)

第六章 役員

第14条 本会は次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名以上
幹事	2名以上(保護者1名以上、教職員1名)
会計	2名以上(保護者1名以上、教職員1名)
監査	2名以上(保護者1名以上、教職員1名)
校外ボランティアコーディネータ	1名以上
広報ボランティアコーディネータ	1名以上
成人ボランティアコーディネータ	1名以上
学校応援ボランティアコーディネータ	1名以上

但し、立候補者がいない時は、役職の重複を可とする。且つ次の役員に限り欠員を可とする。

- 1 監査
- 2 広報ボランティアコーディネータ
- 3 成人ボランティアコーディネータ
- 4 学校応援ボランティアコーディネータ

第15条 役員の任期は原則1年とする。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第16条 役員は次の要領で選出する。

- 1 年に1回以上、立候補者を募集する。
- 2 立候補者が、立候補した役員となる。
- 3 会長の立候補者が複数となった時は、会員による選挙を実施する。

第17条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会・運営委員会を招集し、議長となる。
また、学校、地域、関係団体との連携を図る。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 会計は総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- 4 監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 5 幹事は、会の円滑な運営を図るため運営委員会を補佐し、活動に関する事項を記録し保管する。また、ふれあい応援団の代表となる。
- 6 ボランティアコーディネータは各事業のボランティアを募集し、集まったボランティアに活動方法を案内する。

第七章 会議と運営

第18条 本会は、会の活動を円滑に進めるため、次の会議を置く。

- 1 総 会
- 2 運営委員会

第19条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

- 1 総会は、決算・事業報告、役員および会計監査の承認と、予算・事業計画その他の重要事項を審議する。
- 2 総会は定期総会および臨時総会とする。定期総会は年1回年度始めに行う。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき又は全会員の10分の1の要求があったときに開催する。
- 3 総会は委任も含めて全会員数の3分の1以上をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決す。

第20条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

第21条 学校長は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第八章 細 則

第22条 本会の運営に関して必要な細則は、この会則に反しない限りに於いて、運営委員会の議決を経て定めることができる。

第九章 改 正

第23条 この会則は、運営委員会に於いて構成員の3分の2以上の承認を得て、改正する事ができ、その後総会に於いて報告する。

付 則

この会則は、昭和62年3月5日より施行する。

- 平成2年2月14日臨時総会にて一部改正
- 平成3年5月11日定期総会にて一部改正
- 平成8年2月27日運営委員会にて一部改正
- 平成9年3月10日運営委員会にて一部改正
- 平成14年3月16日運営委員会にて一部改正
- 平成19年1月11日運営委員会にて一部改正
- 平成22年3月11日運営委員会にて一部改正

平成23年2月9日運営委員会にて一部改正

平成25年5月10日総会にて一部改定

令和2年1月11日運営委員会にて一部改正

令和5年3月18日運営委員会にて一部改正

令和6年2月8日運営委員会にて一部改正

令和7年2月7日運営委員会にて一部改正

坂戸市立片柳小学校PTA慶弔規程

- 第1条 この規程は、片柳小学校PTA会則**26条**に基づき設定する。
- 第2条 この規程は、片柳小学校PTA会員相互の慶弔の基準を表すものとする。
- 第3条 この規程の、適用範囲は以下各条とし、本予算の諸費より支出する。
- 第4条 **本校教職員が結婚した場合は祝電を贈り祝意を表す。**
- 第5条 **本校教職員が転退職する場合は、5000円を限度に記念品を贈る。**
- 第6条 会員等が死亡した場合は、下記の弔慰金を贈る。
- | | |
|----------------------|-------|
| （1）会員またはその配偶者が死亡した場合 | 5000円 |
| （2）児童が死亡した場合 | 5000円 |
- 第7条 会員の火災、その他不慮の災害等の場合は、その都度**総務委員会**で協議決定し事後運営委員会に報告する。
- 第8条 その他、必要が生じた場合は、その都度**総務委員会**で協議決定し、事後運営委員会に報告する。
- 第9条 この規程は、運営委員会に於いて構成員の3分の2以上の同意をもって改正する事ができる。

付 則

この規程は平成2年2月14日より施行する。
平成13年4月26日運営委員会にて一部改正

変更前の規定です。
本P Jで検討した結果の
変更点を赤文字で表記。
本P Jの検討対象外の
変更点を緑文字で表記。

坂戸市立片柳小学校 P T A 慶弔規程

第1条 この規程は、片柳小学校 P T A 会則 2 2 条に基づき設定する。

第2条 この規程は、片柳小学校 P T A 会員相互の慶弔の基準を表すものとする。

第3条 この規程の、適用範囲は以下各条とし、本予算の諸費より支出する。

第4条 会員等が死亡した場合は、下記の弔慰金を贈る。

(1) 会員またはその配偶者が死亡した場合 5 0 0 0 円

(2) 児童が死亡した場合 5 0 0 0 円

第5条 会員の火災、その他不慮の災害等の場合は、その都度総務が協議決定し、事後運営委員会に報告する。

第6条 その他、必要が生じた場合は、その都度総務が協議決定し、事後運営委員会に報告する。

第7条 この規程は、運営委員会に於いて構成員の 3 分の 2 以上の同意をもって改正することができる。

付 則

この規程は平成 2 年 2 月 1 4 日より施行する。

平成 1 3 年 4 月 2 6 日運営委員会にて一部改正

令和 7 年 2 月 7 日運営委員会にて一部改正

変更後の規定案です。

追加事項を青文字で表記。